第 293 号

きゃっちぼーる

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

前田勝昭公認会計士事務所 名古屋市中区金山1-14-18 A-PLACE金山5F Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096 http://www.maeda-cpa.com/

平成 27 年 11 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第292回

早くも11月になりました。ほんとうに1年が過ぎるのは早いものですね。 その日暮らしに汲汲しているようでは、なかなか改革や問題解決はできませんね。 ところで、会社の荒波を乗り切っていくためには、「解釈力」を身に着けることが必 要かと思います。

すなわちその出来事がなぜ自分に起こったのか、何を教えようとしているのか、起 こった出来事の「意味」を正しく考え、早いうちに手を打つことが必要かと思います。

たとえば、自分のブレーンの部長が突然若くして死んでしまうとか、思いもかけな い得意先の倒産とか、普通あり得ないことが自分の身に降りかかってくる、それが、 |何を意味するのか、自分いや自社にとって逆流かもしれないので早く対応すべく手を |打つことが必要だ、等々、こういった出来事は私も顧問先の会社でかなり体験してい ます。ほかっておくと会社の倒産にもつながります。

また、既存事業には、いつか壁に突き当たる時期がやってきます。 比較的に堅調なうちに、次の事業展開へ着手することも大変大事なことですね。 こういった、先を読む目、今の出来事を解決する力が経営にとっては大変必要なこ とだと思います!!

前田の《今人生を語る》第197回

あざめよ日本人₍₁₂₀₎

起こった出来事を心に浮かべ、ただ「有難うございます」と祈ると、不思議なほど 心の中のエゴの叫びが静まってくる。

なぜか、心と言葉は「心身一如」の関係にあるからだ。すなわち、次の理(ことわり) があるからだ。

「心が言葉を発する」のではなく「発した言葉」が「心」を変える。

まず言葉で感謝することによって、同じ方向に心が動き、エゴの叫びが静まってい く。(田坂広志さん)

一度実行してみてください。

社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉FAQの更新について

竹尾 元宏

国税庁は先日、同庁 HP 上の社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉 FAQ を整備し、 新たに源泉所得税関係や法定調書に関するFAQを新たに62問追加するなどの更新を 行いました。特に扶養控除等申告書等の質問事項を追加しています。

この中から年末の源泉徴収事務について関係する FAQ をピックアップしてお伝え いたします。

平成 28 年分の扶養控除等申告書の対応

○ 平成27年中に提出する扶養控除等申告書については、法令上、個人番号の記載義 務はなく、提出時までに従業員に通知カードが届いていない場合には、個人番号 欄は空欄でかまわないと回答しています。この場合、個人番号の記載のないまま 受領することになりますが、平成28年分の源泉徴収票(税務署提出用)には、従 業員の個人番号の記載が必要になるので、源泉徴収票を作成するまでに、別途従 業員から個人番号を取得する必要があるとしています(源泉所得税関係 Q1-4)。

また、従業員が個人番号の記載を拒んだ場合も同様の対応が必要です(同 Q1-3)。

○ 個人番号を事前収集するケースでなく、平成27年中に個人番号の記載のない扶養 控除申告書を受領した場合、平成28年中に従業員に補完記入してもらう必要はな いが、平成28年分の源泉徴収票(税務署提出用)の作成に当たっては、平成28 年末に提出を受ける平成 29 年分の扶養控除等申告書に記載された個人番号を使 用してもよいとしています(同Q1-6)。

法定調書についての対応

- 法定調書の提出義務の範囲や基準については、番号制度の導入に伴う変更はあり ません (法定調書 Q1-4)。
- 支払を受ける者から番号の提供が受けられなかった場合には、番号を記載せずに 法定調書を提出するが、個人番号の記載がない理由を摘要欄に記載する必要はな いとされています。ただし、税務署側が記載のない理由を確認する場合があるた め、記載できない理由等の記録を求めています(同Q1-6)